いずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

5　経営承継贈与者（当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合にあっては、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。）の相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

1　単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。

2　「特定資産等」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

3　「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。

4　「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

5　「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

6　「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

7　「特別子会社」については、相続の開始の時において申請者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

附　則

1　この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

2　この省令の施行前にされた法第十二条第五項ただし書又は第七項ただし書の報告であってこの省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の確認については、なお従前の例による。

○経済産業省令第三十三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号イ(2)中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に、「政令で定める中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、改正規定中「第十条第四項」を「第十条第六項第四号」に改める部分及び「政令で定める中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改める部分は、平成二十八年一月一日から施行する。

○国土交通省令第二十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し及び同条第一項中「グリーンＩＴ推進官」を「先端ＩＴ企画調整官」に、「環境の保全に資する」を「先端的な」に改める。

第六十二条の二の見出し中「及び水資源政策企画官」を削り、同条第一項中「及び水資源政策企画官一人」を削り、同条第四項を削る。

第九十八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「安全衛生室」を「労働環境対策室」に改め、同項第一号中「安全衛生」を「労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船員手帳」に改め、同条第三項中「安全衛生室」を「労働環境対策室」に改める。

第百十三条第九項中「施工に係る」を「実施の」に改め、「（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第百十四条第二項第五号中「トンネル」の下に「（工事の実施の安全の確保に関するトンネルを除く。）」を加える。

第百十五条第二項中「補償」の下に「、工事の実施の安全の確保」を加える。

附則第五条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十七年三月三十一日」に改める。

附則第八条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十七年三月三十一日	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関するもの。
	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関するもの。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び同令を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。